別表に次の一号を加える。

五十八　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第八章に規定する罪

**第二条**　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条の四」を「第三十二条の十五」に、「第五十一条」を「第五十二条」に改める。

第三条第二号イ中「限る。）」の下に「及び第五十二条」を加える。

第十五条第一項中「以下同じ」を「第三十二条の十一第一項を除き、以下同じ」に改める。

第三十条の二第二号中「。以下この号」の下に「、第三十二条の三第一項第二号及び第二項第六号並びに第三十二条の四第一項及び第二項」を加える。

第三十二条の三第一項第二号中「第五号」を「第六号」に、「又は暴力団」を「、暴力団」に改め、「意志を有する者」の下に「又は暴力団の事務所の付近の住民その他の者」を加え、同条第二項中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　暴力団の事務所の使用により付近住民等（付近において居住し、勤務し、その他日常生活又は社会生活を営む者をいう。次条第一項及び第二項において同じ。）の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止すること。

第三十二条の三第七項中「暴力追放相談委員」の下に「及び第三十二条の五第三項第二号の弁護士」を加える。

第三十二条の四第三項中「前条第五項」を「第三十二条の三第五項」に改め、第六章中同条を第三十二条の十五とし、第三十二条の三の次に次の十一条を加える。

（適格都道府県センターの権限等）

**第三十二条の四**　次条第一項の規定により認定された都道府県センター（以下「適格都道府県センター」という。）は、当該都道府県の区域内に在る指定暴力団等の事務所の使用により付近住民等の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止するための事業を行う場合において、当該付近住民等で、当該事務所の使用によりその生活の平穏又は業務の遂行の平穏が違法に害されていることを理由として当該事務所の使用及びこれに付随する行為の差止めの請求をしようとするものから委託を受けたときは、当該委託をした者のために自己の名をもって、当該請求に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2　適格都道府県センターは、前項の委託を受けたときは、当該事務所に関し、その他の付近住民等が当該委託をする機会を確保するために、その旨を通知その他適切な方法により、これらの者に周知するよう努めるものとする。

3　適格都道府県センターは、第一項の権限を行使する場合において、民事訴訟手続、民事保全の命令に関する手続及び執行抗告（民事保全の執行の手続に関する裁判に対する執行抗告を含む。）に係る手続については、弁護士に追行させなければならない。

4　適格都道府県センターは、第一項の委託をした者に対して報酬を請求することができない。

5　第一項の委託をした者は、その委託を取り消すことができる。

（適格都道府県センターの認定）

**第三十二条の五**　差止請求関係業務（前条第一項の権限の行使に関する業務をいう。以下同じ。）を行おうとする都道府県センターは、国家公安委員会の認定を受けなければならない。

2　前項の認定を受けようとする都道府県センターは、国家公安委員会に認定の申請をしなければならない。

3　国家公安委員会は、前項の申請をした都道府県センターが次に掲げる要件の全てに適合しているときに限り、第一項の認定をすることができる。

一　差止請求関係業務の実施に係る組織、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の差止請求関係業務を適正に遂行するための体制及び業務規程が適切に整備されていること。

二　前条第一項の委託を受ける旨の決定及び当該委託に係る請求の内容についての検討を行う部門において暴力追放相談委員及び弁護士が共にその専門的知識経験に基づいて必要な助言を行い又は意見を述べる体制が整備されていることその他差止請求関係業務を遂行するための人的体制に照らして、差止請求関係業務を適正に遂行することができる専門的知識経験を有すると認められること。

三　差止請求関係業務を適正に遂行するに足りる経理的基礎を有すること。

4　前項第一号の業務規程には、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の国家公安委員会規則で定める事項が定められていなければならない。

5　次のいずれかに該当する都道府県センターは、第一項の認定を受けることができない。

一　第三十二条の十三第一項各号に掲げる事由により第一項の認定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない都道府県センター

二　役員のうちに前号に該当する都道府県センターの役員であった者（その認定の取消しの日前六月以内にその職にあった者に限る。）がある都道府県センター

（認定の申請）

**第三十二条の六**　前条第二項の申請は、当該申請に係る都道府県センターの名称及び住所並びに代表者の氏名その他の国家公安委員会規則で定める事項を記載した申請書を、国家公安委員会規則で定めるところにより、公安委員会を経由して、国家公安委員会に提出してしなければならない。この場合において、公安委員会は、当該申請に係る事項に関する意見を付して、国家公安委員会に送付するものとする。

2　前項の申請書には、定款、前条第三項第一号の業務規程その他の国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

（認定の公示等）

**第三十二条の七**　国家公安委員会は、第三十二条の五第一項の認定をしたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該適格都道府県センターの名称及び住所その他の国家公安委員会規則で定める事項を官報により公示するとともに、当該適格都道府県センターに対し、その旨を書面により通知するものとする。

（変更の届出）

**第三十二条の八**　適格都道府県センターは、その名称若しくは住所又は代表者の氏名その他の国家公安委員会規則で定める事項に変更があったときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その旨を記載した届出書を遅滞なく国家公安委員会に提出しなければならない。

（帳簿書類の作成及び保存）

**第三十二条の九**　適格都道府県センターは、国家公安委員会規則で定めるところにより、差止請求関係業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

（事業報告書等の作成及び提出）

**第三十二条の十**　適格都道府県センターは、毎事業年度の事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、当該事業年度経過後三月以内に国家公安委員会に提出しなければならない。

（報告及び立入り）

**第三十二条の十一**　国家公安委員会は、差止請求関係業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、適格都道府県センターに対しその業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又は警察庁の職員に適格都道府県センターの事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。